

パリ・コミューンの広報紙について

川口 幸宏

La Commune de Paris 1871 下における Journal officiel の発行について

Journal officiel には「広報（紙）」との訳語をあてる。それは、政権当局者から住民あるいは国民に宛てて行政情報を伝える役割を果たすとの理解を込めている。わが国にも「政府広報」や「市広報」などがある。それと同種の「新聞」ないしはパンフレットだと理解している。それでは la Commune de Paris 1871、すなわちラ・コミューヌ下においてはどうかであったのかと言えば、当然のことながら、フランス共和国政府いわゆるヴェルサイユ政府も、はたまた独自政権を名乗った la Commune de Paris も、「広報紙」を出していたというべきである。それではそれぞれの広報紙の名称はどうであったのだろうか。フランス共和国側の広報紙名称はラ・コミューヌ後のそれを所有しているので推測はきわめて容易にでき、Journal officiel de la République Française（フランス共和国広報）である。

一方ラ・コミューヌはどうであったのだろうか？果たして広報紙を出すほどに経済的な問題を含め余裕があったのかという疑念をはじめとして、出していたとすればそのタイトルはどのような名称であったのだろうかという、非常に素朴で基礎的な問いを持たざるを得なかった。関係文献には l'Officiel との略記がなされており、広報紙を出していたことは確認できた。「パリ郊外の古本屋がラ・コミューヌの広報紙のコピー版を出している。」との情報をいただき早速入手してみると、それには、Journal officiel de la Commune de Paris(パリ自治市広報)とタイトルされていた。このコピー版を手がかりに、私は、ラ・コミューヌに関する第一論文を執筆した。

そのコピー版を入手した頃、ラ・コミューヌの議事録のクリティーク版も入手することができていた。それで、日々の議事を読んでいると、驚愕すべき内容が書かれていた。1871年3月30日の第1回議会で「広報紙」が議題に採りあげられ、Journal officiel de la République FrançaiseにするかJournal officiel de la Commune de Parisにするかの議論の後、前者に決定した、とある¹。つまり、議事録に従えば（通

¹ 議事録には「クルヌ議員が、議会に、広報誌がその Journal Officiel de la République のタイトルを残しつづけるべきかどうか、さもなくば、Journal Officiel de la Commune のタイトルを用いるよう決定することを求めた、それを受けてグーピル、ビリオレイ、ラウル・リゴール各議員の参加による議論がなされる。

ラ・コミューヌが、広報誌はそのタイトルを Journal Officiel de la République と維持していくことを、決定する。」とある。議論のそれ以上の内容は「回想録」等を手がかりとして明らかにされなければならないだろう。

常、議事録が事実の枠組みを作ると判断するのが当然だが)、ラ・コミュヌの広報紙の名称は、邦訳すれば「フランス共和国広報」となるわけであり、このことの持つラ・コミュヌの歴史的な性格規定への重みはぐんと増すことになるわけである。じつは私は、ラ・コミュヌとは、フランス共和国に取って代わる政治権力を目指したのではなく、フランス共和国を、自立した自治体の共和制連合国家として確立し、それを目指すためにパリがその先頭に立ったと、一つの仮説を立てていた。Journal officiel de la Commune de Parisとの名称を前提としていたわけである。私の研究は振り出しに戻りしかなかったし、そのこと自体、苦痛でも何でもない。ただただ、手元にある議事録(クリティーク版)と広報紙(コピー版)との間の「事実」乖離をなんとかしてでも埋めなければならないという切々たる思いを抱え込んでいた。

本エッセイ後述のように、この春、「ラ・コミュヌ側の出した広報紙のオリジナル版」と銘打たれた新聞の綴りを古書店で入手することができた。そして今、コピー版とオリジナル版とを比較することができる僥倖の元にある。

コピー版のそもそもの原本は何であるのか。それはコピー版の前書きに書かれている。それによると、1871年にBrunelという出版社が再版本として出したものだという²。つまり、コピー版の元はけっしてオリジナルではなかったのである。では、Brunel版とオリジナル版との違いは何か。今後の調査はこの点に移らざるを得ないわけであるが、現在分かっている範囲では、オリジナル版の出版元は、まず、A. Wittersheimという印刷所とのこと(ただし、後述注意)。このことから類推されることは、コピー版の原本である再版本はオリジナル版から再編集されて出されたということである。事実、オリジナル版とコピー版とは、子細に見れば、掲載されている記事の欠落の有無などを確かめることができる。

そのほかにも、「広報紙」を巡っては、さまざまな「問題」を見いだすことができる。(下記比較表参照)そして、この「問題」こそ、ラ・コミュヌ研究の極めて有用な「課題」となると、確信している次第である。

注記：ラ・コミュヌは、ただ一号だけ、Journal officiel de la Commune de paris とのタイトルで広報紙を出している。それは、議会で広報紙名を確定した日に出されたものである。(1871年3月30日)

² ラ・コミュヌ「広報」のコピー版のまえがきより。

「この、1871年のパリのコミュヌによって毎日刊行された *Journal officiel* (「広報」) の再版は、1871年に、パリ10区の Cloitre-Notre-Dame 通り10にあった出版社、Victor Bunelによってパリで配布された再版本のコピーである。その再版本は折丁で、少なくとも二つの版がある。その責任者は連盟主義者の運動に反対であったと思われる。二つのうちの一つは、「大判」(belle page)で、*Journal officiel de la Commune* (「ラ・コミュヌ広報」) 編集事務局を甚だしく悪意に満ちて表現した戯画が含まれている。事務局のあるメンバーが金庫を物欲しげに狙っているような絵である。我々が参照したあと一つは、全体として「非常にすぐれたコミュヌの自称広報」を構成するために出版社によって傾けられ努力や被った災禍をほめそやしている(その表現だけは我々の版からは取り除いた)。両方の版ともに、正しく編集されておらず、56ページから65ページまでが抜けているという同じ誤りをしている。」

Journal officiel 比較表

Rober LE QUILLEC:

“LA COMMUNE DE PARIS BIBLIOGRAPHIE CRITIQUE 1871-1997” により作成)

名称	発行者	発行所(印刷所)	コメント
Journal officiel de la République Française (Edition du matin)	la Commune	A. Wittersheim 他	入手
Journal officiel de la République Française (Petite édition du soir)	la Commune	A.Wittershein	未見 (展示会場で 見たもの か?)
Journal officiel de la République Française	Versailles	A.Wittershein	未見
Journal officiel de la République Française sous la Commune du 19 mars au 24 mai 1871	Victor Bunuel		再版本：コピー 一版の原本 1871年刊
Journal officiel de la Commune		la Revue de France	再版本 1871年刊
Décrets et Rapports officiels de la Commune de Paris et du gouvernement français a Versailles	Dr Ermets Pierotti		入手 1871 年刊 両「広報紙」 に見られる 「政令」と「報 告」集

注記：再版本は発行者を代えて幾度か繰り返して発行されているようである。

それにしても疑問がいくつか残る。その最大の疑問は印刷所（発行所）の件である。上記比較表では上3項がオリジナル「広報」である。その「広報」は対立する二つの「政治権力」がそれぞれに出しており、名称が同一であることまでは理解しようとしても、印刷所(発行所)が同一であることはどうにも受け入れがたい「史実」(推定)である。前記比較表の最後に掲げておいた文献、Dr Ermets Pierotti：“Décrets et Rapports officiels de la Commune de Paris et du gouvernement français a Versailles” (1871年発行)

が掲載しているヴェルサイユ「広報」の記事によれば、「昨日、3月19日、ヴェルサイユ政府と国民議会の出している「広報」のパリの印刷所を何者かが襲い、人も保管してあった資料も、すべてその者たちの手に渡った。」とある。このことから当然推測されることは、ヴェルサイユ広報紙の発行はその印刷所では不可能となった、ということであり、別の印刷所から発行を余儀なくされたはずである。その別の発行所が A.Wittershein という印刷所であるというのだろうか。そして、その発行所からラ・コミユン広報紙が出されたのであろうか。比較表作成のための基礎とした文献はラ・コミユンにかかわるほぼすべての文献を網羅しており、定評がある。この著者は続編執筆中に惜しくも急逝したという。著者が「実物主義」の立場を取っていたのかどうかまでは私にはわからないけれど、ラ・コミユン研究のための最高のガイドの役割を果たしてくれていることは事実である。ちなみに、ラ・コミユン鎮圧後のヴェルサイユ広報紙の印刷所・発行所は1871年10月1日付（第3年273号）では ABONNEMENTS-ANONCES となっており以降少なくとも1875年間にいたるまで同一である。ABONNEMENTS-ANONCES はパリのヴォルテール通りの住所となっている。

長々と書いてきたが、それでは、ラ・コミユン「広報」の発行所(印刷所)は、**Rober LE QUILLEC: “LA COMMUNE DE PARIS BIBLIOGRAPHIE CRITIQUE 1871-1997”** の調査どおりなのだろうか？ここで、当然の研究方法が導入される。つまり、入手済みのものについては自身の目で確かめることができるということである。全号、印刷所：ABONNEMENTS、発行所：ANONCES となっており、ともに住所表記はヴォルテール通り。ラ・コミユン鎮圧以降に出された政府広報の印刷所・発行所とみなしてよい。以上のことを論理で結んでみると、1871年3月19日ラ・コミユンを出発させるに大きな力のあった国民衛兵隊中央委員会はヴェルサイユ政府の印刷所を押さえ、自身の広報印刷所として利用した。その後、ラ・コミユン議会発足してからは同中央委員会は発行にかかわらない原則となる。ヴェルサイユ政府は印刷所を「移転」せざるを得ず、それが A.Wittershein という印刷所であったのではないか。つまり、先のガイド＝先行研究書は、「事実」検証に対する「実物主義」を導入していなかった、という論理が導かれる。私は、「ラ・コミユン研究はすでに、一個の一大図書館が誕生するほどになされており、そこにわれわれが参入する意義は、われわれ自身の手で仮説を立て、われわれ自身の手で事実を掘り起こし、検証していかなければ意味がない。研究者の誰々がこう言っていた、だからこうだ、という論理の組み立て、論述の仕方はなるべく避けるべきだ」と口を酸っぱくして言っていたが、はからずしも、こういう形で私の言っていることが検証されたわけである。ささやかなことにしか過ぎないが・・・。

それでもまだまだ疑念が残る。ラ・コミユン「広報」紙は、他にも出されていたという視点から見るとも可能だからである。私が少なくとも手に取ったり、あるいは目線で確かめた「オリジナル」だけでも、6段組と4段組との2種類がある。これが、Rober LE QUILLEC の調査によるところの「朝刊」版と「夕

刊」版に相当するだろうという判断をさせる基となっはいるのだが、それとて確定されるべきものではない。Rober LE QUILLECはその調査によって、「朝刊」版は1部15サンチーム、「夕刊」判は同5サンチームであるとした。ところが、今回入手したオリジナル版では1871年5月15日号までが「1年40フラン、6月20フラン、3月10フラン」、同年5月16日号から5月24日号までは「各号5サンチーム」とされている。などなど、齟齬はかなり見られるのである。

こうした点からも「実証主義」の火は、まだまだ消されてはならないと強く思うのである。

(参考)

川口幸宏著

『19世紀フランスにおける教育のための戦い セガン パリ・コムューン』(幻戯書房、2014年)

第2部とあわせてお読みいただけると幸いです。